

第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

厚生労働省では、急速に進行する少子高齢化を見据え、国民の老後を支える公的年金制度の企画立案を行い、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立に取り組んでいる。また、日本年金機構では公的年金事業に関する業務運営を行い、年金制度に対する国民の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命としている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 公的年金制度の改善と着実な運営

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されており、賃金や物価の伸びなどに応じてスライドした年金を終身にわたって受けることができるという特長を有している。

現在では、国民の約3割（約3,867万人（2011（平成23）年度））が公的年金を受給し、高齢者世帯の収入の7割を公的年金が占めるなど、国民の老後生活の柱としての役割を担っている。

(1) 社会保障・税一体改革と年金制度改正

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代に比べ、今日では、少子高齢化、雇用環境の変化、家族のあり方の変容、経済の停滞といった、社会保障制度の前提となる社会経済情勢が大きく変わってきている。

こうした状況変化を踏まえ、社会保障の機能を強化するとともに、全世代を通じた国民の安心を確保し、持続可能な社会保障制度の構築を目指すための社会保障・税一体改革が行われている。公的年金制度についても、改革の一環として、第180回通常国会に以下の4法案を提出した。

まず、2012（平成24）年2月10日に、2012年度の基礎年金国庫負担割合を臨時財源により2分の1とするとともに、年金額の特例水準を解消する等を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（以下「国民年金法等一部改正法案」という。）を提出した。

次に、3月30日には、税制抜本改革法案の提出に合わせ、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化する年度を2014（平成26）年度とすること、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大等を内容とする「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（以下「年金機能強化法案」という。）を、4月13日には、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（以下「被用者年金一元化法案」という。）を提出した。

そして、7月31日に、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」（以下、「年金生活者支援給付金法案」）を提出した。

このうち、年金機能強化法案と被用者年金一元化法案は、社会保障改革と税制改革を一

括で審議するために設置された特別委員会で審議され、6月15日に民主党・自由民主党・公明党の3党間で交わされた「社会保障・税一体改革に関する確認書」による一部修正を経て、8月10日に成立し、22日に公布された。

一方、国民年金法等一部改正法案及び年金生活者支援給付金法案は、審議が行われないうまま、9月8日に第180回通常国会の会期末を迎え、継続審議の取扱いとなった。そして、10月29日に召集された第181回臨時国会において、両法案の審議が行われ、国民年金法等一部改正法案の特例水準の解消スケジュールについて議員修正が行われた上で、11月16日に成立し、26日に公布された。

(2) 残された課題への対応

2012（平成24）年度に行った年金関連四法の成立により、2004（平成16）年の制度改正で導入された、上限を固定した上での保険料の引上げ、基礎年金国庫負担割合の2分の1の恒久化、積立金の活用、マクロ経済スライドによる給付水準の調整からなる財政フレームワークが完成し、長期的な給付と負担の均衡を確保して持続的な制度運営を行う基礎が整ったといえる。一方、社会保障・税一体改革の議論の中で、引き続き検討することとされた課題などについては、長期的な持続可能性をより強固にすることと、社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化するという観点からの検討が必要である。

(3) 年金積立金の管理・運用

① 年金積立金の管理・運用の考え方

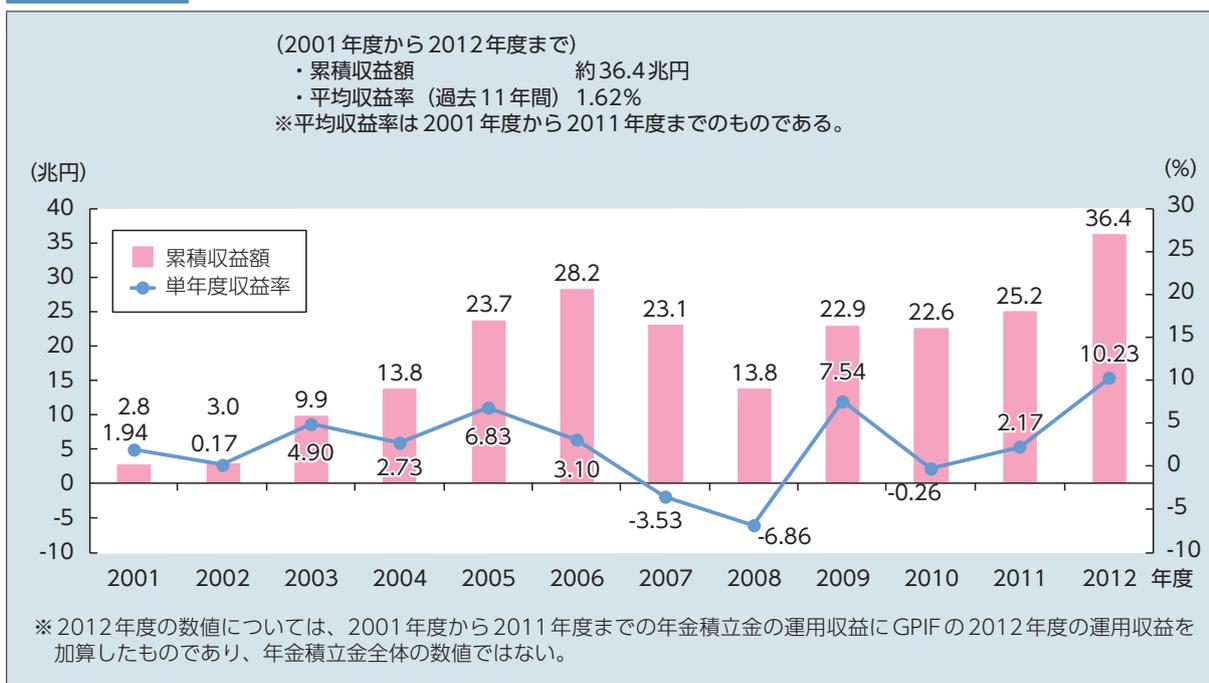
年金積立金は、国民の皆様からお預かりした保険料のうち、年金給付に充てられなかったものを積立金として安全かつ効率的に運用し、現在及び将来の年金給付に充てることにより、年金財政を安定化させているものである。この年金積立金は、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に寄託することにより管理・運用されている。

管理運用法人は、厚生労働大臣から示された中期目標を達成するために、基本的な資産の構成割合（基本ポートフォリオ）を含む中期計画や、運用の具体的な方針を策定し、これらに基づき、年金積立金を国内外の株式・債券に分散して投資することにより、管理・運用を行っている。実際の市場での運用は、管理運用法人から民間の運用受託機関（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行っており、管理運用法人は、その運用受託機関の選定、運用状況などについての評価、その結果に基づく解約などの、運用受託機関の管理を行っている。

② 直近の運用状況について

年金積立金の運用状況については、長期的な観点から見る必要があるが、透明性を確保する観点から、四半期ごとに公表を行っている。直近では、2012（平成24）年度の運用状況が公表されており、通期で収益率は約10.2%、収益額は約11.2兆円の黒字となっている。なお、厚生労働大臣が自主運用を開始した2001（平成13）年度から2011（平成23）年度までの累積の収益率は名目賃金上昇率を平均で約2.2%上回っており、年金財政上の前提を上回っている。

図表5-1-1 年金積立金の運用実績（2001年度以降（自主運用開始））



3 今後の年金積立金の運用について

管理運用法人については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（2012年1月20日閣議決定）において、固有の根拠法に基づき設立される法人とすること等とされていたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（2013（平成25）年1月24日閣議決定）において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し改革に取り組むこととされた。

また、2011年10月より、社会保障審議会年金部会の下に「社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設け、次期中期目標の設定に向けて検討している。

2 企業年金制度の動向

(1) 厚生年金基金を巡る課題

2012（平成24）年2月末に発覚したAIJ投資顧問株式会社による年金資産の消失事件によって企業年金の資産運用や財政・制度をめぐる様々な課題が顕在化した。

厚生労働省では、事件発覚後、省内に副大臣を本部長とする特別対策本部を立ち上げるとともに、4月から有識者会議を開催し、厚生年金基金等の今後の在り方について資産運用と財政・制度運営の両面から幅広い議論をいただき、7月に報告書を取りまとめた。このうち、資産運用の在り方に関しては、報告書で取りまとめられた基本方向に沿って厚生年金基金の資産運用ガイドラインの見直し案を策定し、9月に関連省令・通知等の見直しを行った。

一方、有識者会議報告で結論を得るに至らなかった厚生年金基金の制度論については、11月に社会保障審議会年金部会の下に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」を設置し、議論のたたき台として厚生労働省試案を提示して議論を行い、2013（平成25）年2

月に意見書を取りまとめた。

(2) 厚生年金基金制度の見直しについて

「厚生年金基金制度に関する専門委員会」においては、①「代行割れ問題」への対応、②代行制度の在り方、③持続可能な企業年金の在り方の各論点に沿って、関係団体等からのヒアリングを含め、7回にわたり議論を行った。

①「代行割れ問題」への対応については、代行割れを二度と起こさないため、基金の代行割れリスクを厚生年金本体の財政から遮断する方法を制度的に担保することが必要であるとされた。さらに、代行部分の債務である最低責任準備金の計算方法については、厚生年金本体との財政中立の範囲内で適正化を図ることや解散認可要件の緩和を行うことは早期に対応すべきとされた。

また、②の代行制度の在り方については、代行制度を取り巻く経済・金融情勢が大きく変わる中で、代行制度の今後の持続可能性に関する検証や厚生年金本体の財政に与える影響等を踏まえ、代行制度は10年間の移行期間をおいた上で、段階的に縮小・廃止することを妥当とする意見が多数であった。他方、少数意見として健全な基金は存続させてもよいとの意見もあったが、「健全性の基準」と基金が基準を満たさなくなった時の制度的担保が不可欠であるとされた。

さらに、③持続可能な企業年金の在り方については、中小企業の企業年金を維持する観点から、企業の追加負担が少なく、中小企業が作りやすい制度設計に留意すべきとの意見があった。

こうした議論を踏まえ、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を2013（平成25）年4月12日に国会へ提出、6月19日に成立し、26日に公布された。本改正では、今後基金の新設は認めないこととし、その自主的な解散を促進するため、施行日から5年間の時限措置として、事業所間の連帯債務を外すなどの措置を講ずることにしたほか、施行日から5年後以降に存続する基金については、その積立状況が一定の基準に該当しなくなった場合に、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散を命じることができることとしている。さらに、解散する基金の事業所が他の企業年金制度等に移行し上乗せの給付を続けやすくなるよう支援措置を盛り込んだ。

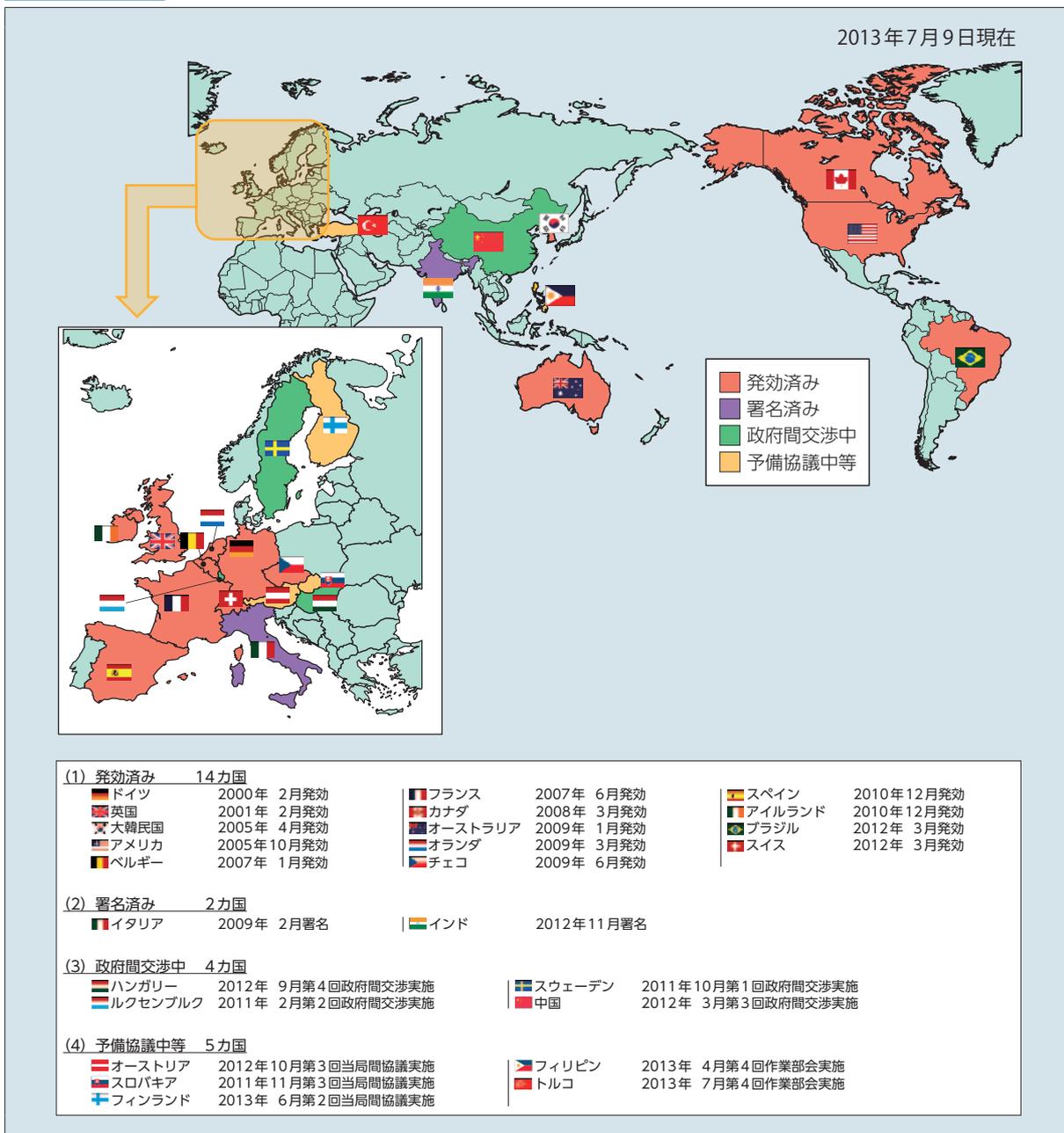
3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度等に二重に加入することを防止し、また、両国での年金制度の加入期間を通算することを目的として、外国との間で二国間協定である社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2013（平成25）年7月9日までに、欧米先進国を中心に14カ国との間で協定が発効している。また、昨今の我が国と新興国との経済関係の進展に伴い、これら新興国との間でも協定の締結を進めており、ブラジルとの間の協定が2012（平成24）年3月に発効し、同年11月にインドとの間で協定の署名が行われたほか、中国、フィリピン、トルコとの間でも協定の締結に向けた協議等を行っているところである（[図表5-1-2](#)）。

我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険

料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしており、今後とも、政府として一層推進していくこととしている。

図表 5-1-2 社会保障協定の締結状況



第2節 日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営

1 日本年金機構の役割について

2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、2010年1月に厚生労働省が定めた中期目標に基づき日本年金機構が策定した中期計画（対象期間：2010年1月1日から2014（平成26）年3月31日までの4年3か月間）及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行うこととされている。中期計画及び年度計画においては、①年金記録問題への対応に関する事項、②提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の効率化に関する事項、④業務運営に関する公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項等を定めている。

また、厚生労働大臣は事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うこととなっており、日本年金機構の2011（平成23）年度の業務実績については、2012（平成24）年7月に評価を行った。

コラム

日本年金機構の平成23年度の業務実績の評価結果について（抜粋）

平成23年度は、機構が本格的な取組みを行って、2年目に当たる年度であった。こうした中で、東日本大震災の発生後、早々に被災者専用フリーダイヤルの設置、被災者のための出張相談所の開設、労働局などと協力・連携したワンストップサービスを実施するとともに、全国の年金事務所等から職員を派遣して被災地域の年金事務所等に対する支援を行うなど適切に対応した。

このように、被災地域における確実な業務の遂行、被災された被保険者や事業主、受給者への適切な対応を最優先しながら、平成23年度の業務運営については、上記のとおり、年金記録問題の解決に向けた取組みの拡充や年金相談の平均待ち時間の短縮、お客様の声を踏まえたサービス改善の取組みなど、計画的に進め、概ね適切に行われた。

また、機構の基幹業務とも言うべき、適用、徴収、給付についても、多くの評価項目について、年度目標を達成するなど、これま

で以上の成果が見られるものもある。しかしながら、国民年金保険料の現年度納付率については、目標とした平成21年度と同程度の水準を確保できず、納付率の向上に向けたなお一層の取組みが必要である。

また、国民の皆様からの信頼回復を目的として設立された機構において、現金の横領や紛失、個人情報の漏えいなど、コンプライアンスの確保や個人情報の保護といった組織の根幹にかかわる面での問題事案が発生したことは、極めて遺憾である。今後の業務運営においては、様々な内部統制の仕組みを整備するだけでなく、職員の意識改革や組織風土改革にしっかりと取り組み、実効性を確保するよう、全力で取り組まれない。

本部、現場の役職員は、本評価結果を十分に受け止めるとともに、平成24年度の年度計画を改めて確認し、業務の推進を図られたい。

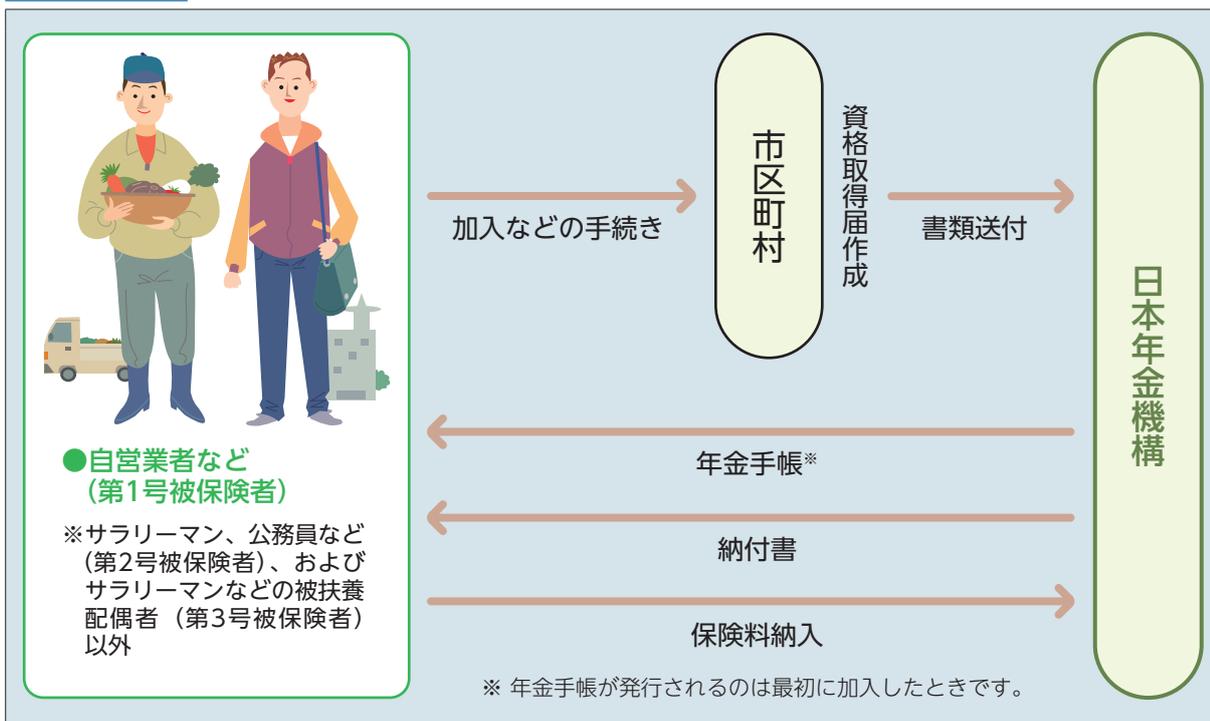
第5章

若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

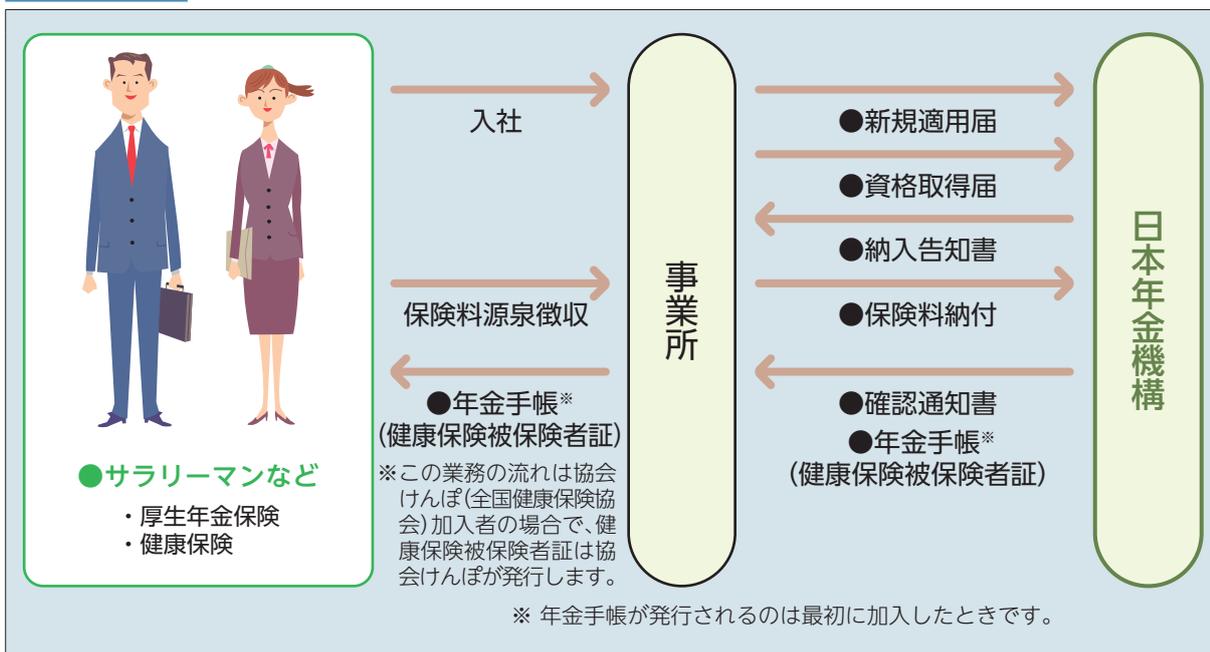
2 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、公的年金に対する信頼を回復するため、後節で述べる年金記録問題の解決に取り組むとともに、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行し、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（[図表5-2-1](#)、[図表5-2-2](#)）。

図表 5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表 5-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



(1) 日本年金機構の主な業務

年金の適用については、厚生年金保険等の適用を促進するため、適用される可能性のある事業所を確実に把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行い、加入指導を複数回実施しても加入に応じない場合には、立入検査の上、法令に基づく加入手続の実施に取り組んでいる。

保険料の徴収については、2005（平成17）年度の67.1%から年々低下傾向にある国民年金保険料の現年度納付率の向上を図るため、市場化テストにより納付督促や免除等勸

奨業務を受託する事業者との連携強化、強制徴収の徹底、口座振替の促進等保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んでいる。

年金の給付については、年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に向け取り組んでいる。特に改善が必要な障害厚生年金について、増員した審査体制を引き続き維持し、迅速な年金の支払いに取り組んでいる。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日に年金相談の受付時間の延長、毎月第2土曜日に年金相談を実施するとともに、来訪者の相談内容に応じた相談窓口の設置、予約制による年金相談、待ち時間が長い年金事務所に対する相談ブースの増設や相談要員の確保等の個別対策などを実施している。

お客様の声を反映させる取組みとして、日本年金機構発足に伴い、お客様サービスの基本方針として作成された「お客様へのお約束10か条」の実現に努めるとともに、「ご意見箱」の設置やお客様の声に直に接する年金事務所等の職員の意見をサービス改善に反映させる取組みなど、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている（[図表5-2-3](#)）。

さらに、地域、企業、教育の中で、年金制度の意義や内容の正しい理解を普及し、制度加入や保険料納付に結び付けるため、年金事務所による大学等で説明会の開催や地域の関係団体とも連携した周知・啓発活動の実施など、地域に根ざした活動に取り組んでいる。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報を分かりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成しているところである。

図表5-2-3 日本年金機構～お客様へのお約束10か条～



日本年金機構 ～お客様へのお約束10か条～

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのために私たちが大切にすること
 - ・お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
 - ・正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
10. お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守れたかどうか、毎年の実績をご報告します。

第3節 年金記録問題への取組み

年金記録問題については、平成19年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めているところである。

これまでに、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約2,909万件（2013（平成25）年3月現在）の記録を解明したほか、記録回復後に年金をお支払いするまでの期間を短縮するなどの実績をあげている。

また、2010（平成22）年10月から行っているコンピュータ記録の正確性を確認する「紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ」については、これまでに受託事業者段階で約

6,017万人（2013（平成25）年3月末現在）の確認作業を行っている。

更に2011（平成23）年2月から、インターネットを利用して、いつでも手軽にご自身の年金記録を確認していただける「ねんきんネット」サービスを実施しており、これらの取組みを通じて、引き続き年金記録の回復に努めているところである。

1 基礎年金番号への記録の統合

(1) 未統合記録の解明に向けた取組み

国民一人ひとりにご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかを確認していただくため、2007（平成19）年12月から2008（平成20）年10月までに、全ての年金受給者及び現役加入者約1億900万人に「ねんきん特別便」を送付し、2013（平成25）年4月末時点で、約8割の約8,167万人からご回答いただいた。このうち約99%以上の方の記録確認作業が完了している。

こうした取組みと並行して、年金記録に記載された氏名が旧姓のままであったケースなどへのきめ細かな対応、住民基本台帳ネットワークの活用、「名寄せ特別便」（未統合記録と、基礎年金番号で管理されている記録を氏名、性別及び生年月日の3情報を用いて突き合わせ、一致した方約1,030万人に対して送付した「ねんきん特別便」）の送付対象者に対する電話や訪問等によるフォローアップ照会や市区町村のご協力による記録調査などの様々な方法により、未統合の記録の解明・統合作業を進めてきた。

このような取組みの結果、2006（平成18）年6月に約5,095万件あった基礎年金番号に未統合の記録は、2013（平成25）年3月の時点で、約2,909万件が解明されている（統合済みの記録：約1,704万件、死亡者等の記録：約1,205万件）。他方、約2,186万件が解明作業中又はなお解明を要する記録となっており、引き続き、解明作業を進めていくこととしている（[図表5-3-1](#)）。

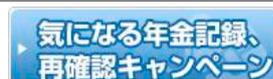
各種取組みの進捗に伴い、解明のスピードは鈍っている状況にあるが、残っている未統合記録について紙台帳等と突合せを行い、持ち主を探す取組みを行うなど引き続き解明作業を進めている。

(2) 気になる年金記録、再確認キャンペーン^{*1}

解明作業中又はなお解明を要する年金記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出ただけことが持ち主の発見につながることから、申し出のきっかけとなるよう、年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への年金記録の再確認を呼びかける「キャンペーン」を、2013（平成25）年1月末から実施している。

キャンペーンの主な取組み内容は、①「ねんきんネット」から氏名、生年月日、性別を入力して、持ち主のわからない年金記録の中に一致する記録があるかどうかを24時間ご自宅で検索できるようにする、②年金記録のもれが見つかりやすいパターンや、簡単に確認できるチェックリストを盛り込んだパンフレット等を用意し、年金事務所や市区町村の国民年金の窓口等に配置し、年金記録の確認の呼びかけを行う、③現役世代に比べ統合が進んでいない高齢者を対象に、市区町村等の協力を得て、キャンペーンの周知や年金記録

*1 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の詳細について紹介したホームページ
日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/k-cam/>

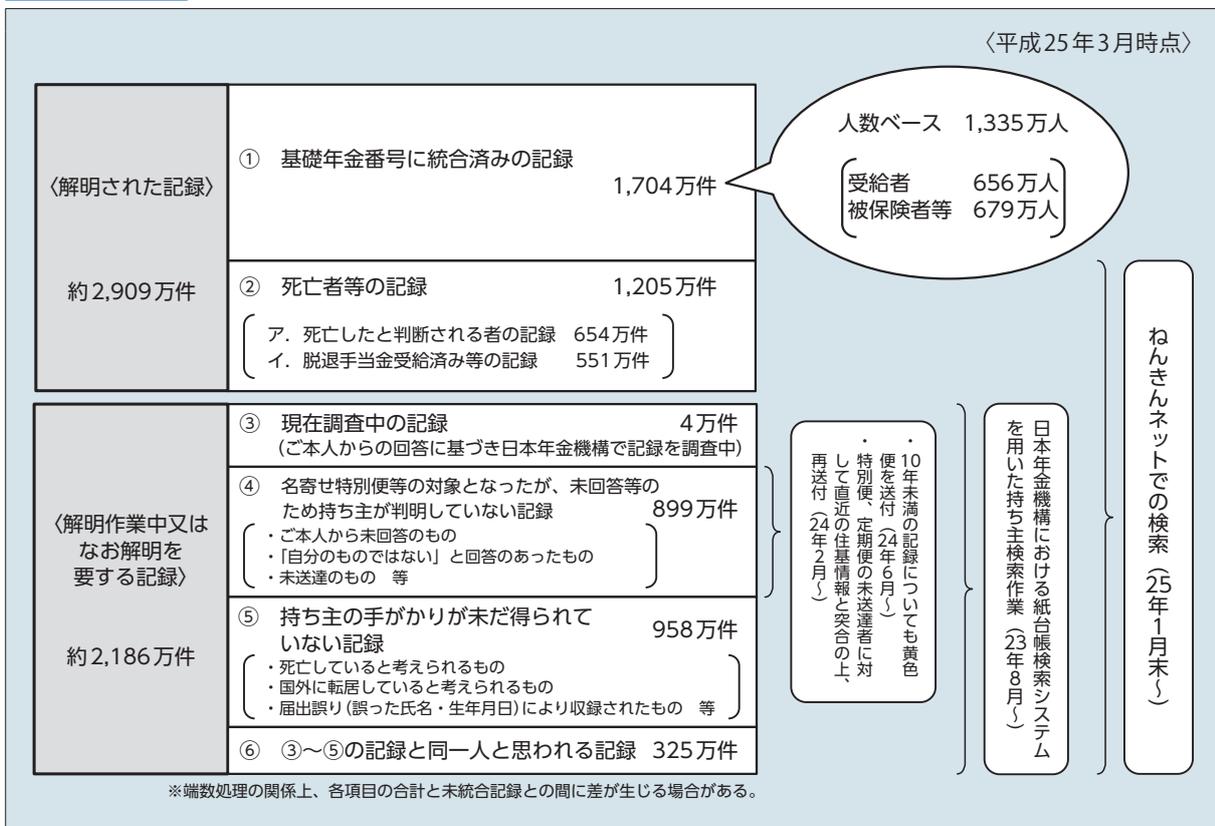


の発見を支援する事業を実施する、などである。

キャンペーンの国民の皆様への周知として、ポスターの掲示、パンフレットの配布、日本年金機構及び厚生労働省のホームページにおいてキャンペーンに関する情報の掲載などを行うとともに、年金受給者、加入者など、すべての個人の方に対して、ハガキ（「年金記録確認のお願い」）や「ねんきん定期便」などを通じてお知らせを行っている。

また、このキャンペーンは、地方公共団体や多くの団体（年金・医療・福祉・経済団体・労働団体・金融関係団体等）に、ポスターやパンフレットを広く配付いただくとともに、ホームページや会員向け機関誌での紹介等のご協力をいただき、広く国民の皆様へ周知し、心当たりのある方に、もう一度年金記録の確認をしていただくよう呼びかけを行い、一人でも多くの方の年金記録が解明されるよう、取り組んでいる。

図表 5-3-1 未解明記録 5,095 万件の解明状況



2 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

「ねんきん特別便」等を通じて、自身の年金記録の「もれ」や「誤り」に気が付いた国民の側から申出をいただくことで、年金記録の回復を進める取組と並行して、紙台帳等とコンピュータ記録を突き合わせて、年金記録の「もれ」や「誤り」を国の側で見つけ出して、より能動的に国民にお知らせするという取組みを進めている。

具体的には、全国の年金事務所や市町村が保有している紙台帳等を電子画像データとして取り込んだ「紙台帳検索システム」を使用して、コンピュータ記録と本人の基礎年金番号に結び付いた約6億件の紙台帳等を突き合わせ、記載内容の一致・不一致を確認する作業を行っているところである。

突合せ作業は、2010（平成22）年10月より開始しており、2013（平成25）年3月末

時点で、約6,017万人の審査が終了しており、その結果、約112万人の方の年金が平均1.5万円（年額）増額となっている。2013年度中には、突合せ作業を終了させる予定で進めている。

3 厚生年金基金の加入員記録と国の被保険者記録との突合せ

厚生年金の一部を国に代わって支給する厚生年金基金の記録の適正性を確保する観点から、2009（平成21）年3月より厚生年金基金及び企業年金連合会（以下「基金等」という。）において保有する加入員記録（以下「基金記録」という。）について国の被保険者記録（以下「国記録」という。）との突合せ作業を行い、記録の確認を行っている。

この突合せ作業により、2012（平成24）年12月末時点で、突合せ対象人数（基金等が記録を保有している人数）約3,713万人のうち、約3,495万人の記録の確認が完了し、これまで約63万人の記録が正しく訂正されている。

また、日本年金機構においては、2010（平成22）年から基金等における突合せ作業の結果、国記録と基金記録に不一致があるとして基金等から調査依頼があったものについて審査を行い、国記録に漏れや誤りがあることが判明したものについて記録の訂正作業を進めており、2013（平成25）年3月末時点で約42万件の記録が訂正されている。基金記録と国記録との突合せについては、引き続き基金等と日本年金機構が連携して記録の確認を進めていくこととしている。

4 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応

標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の問題については、2008（平成20）年10月から、不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録約6.9万件^{*2}のうち厚生年金受給者分約2万件を対象に戸別訪問による記録の確認及び調査を実施しており、2009（平成21）年3月までにおおむね終了した。その結果、「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復の申立ての意思あり」との回答があった事案が1,602件あり、これらの方々については、一定の要件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で年金記録の回復を行うなど、できる限り速やかな対応を図った。

5 年金記録の回復を促進するための取組み

(1) 年金記録確認第三者委員会

総務省に設置された年金記録確認第三者委員会は、専門性及び識見の高い法曹関係者、年金実務に精通したもの（社会保険労務士、税理士、市町村住民行政関係者等）、その他の有識者等からなる合議制の機関である。年金事務所（旧社会保険事務所）の確認結果に異議のある方の申立てを受け、申立ての趣旨を十分に汲み取って、様々な関連資料や周辺事情を幅広く収集・検討し、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を行っている。同委員会の判断を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対し苦情の「あっせん」が行われると、その判断が尊重されて記録が訂正され、年金額に反映される（**図表**

*2 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録約6.9万件とは、次の3条件のすべてに該当するもの。

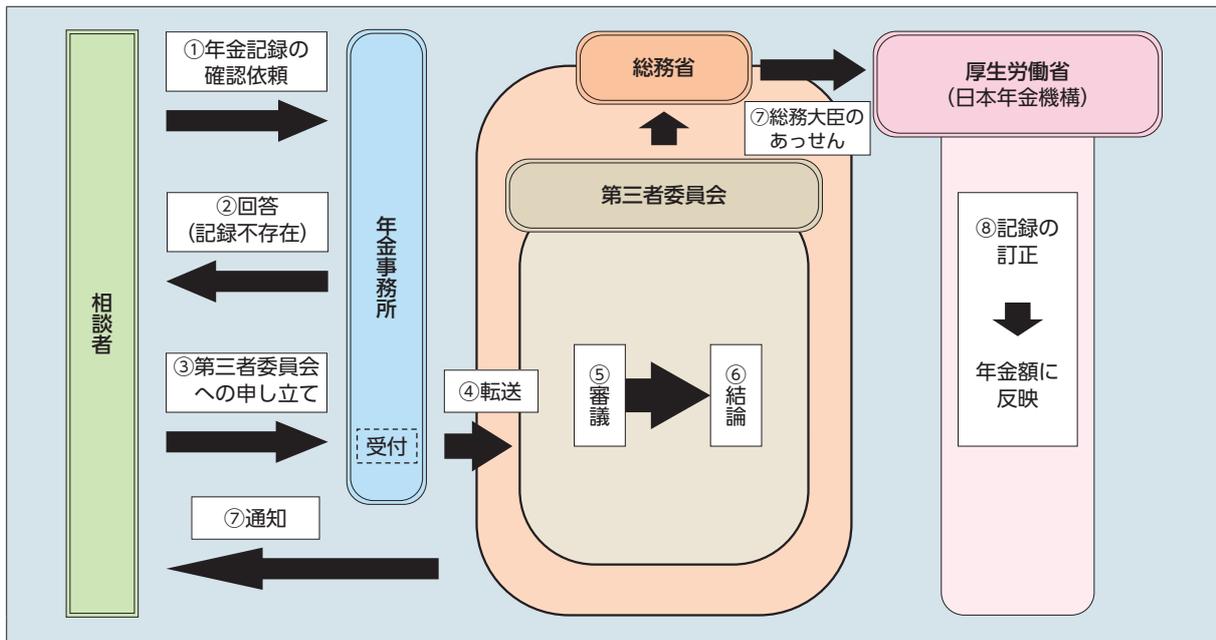
- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

5-3-2)。

第三者委員会は、総務省本省に設置される中央委員会と、地方委員会とで構成され、中央委員会は、苦情あっせんに係る基本方針及び先例となる苦情あっせん案の作成等を行い、地方委員会は、年金記録に係る個々の申立てに対するあっせんに関する調査審議を行っている。地方委員会への申立ては、全国の最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターで受け付けている。

年金記録確認第三者委員会では、これまでに約23万5千件の申立てについて処理を行い、約10万7千件の「あっせん」が行われている（2013（平成25）年6月25日現在）。

図表 5-3-2 年金記録確認第三者委員会への申立から年金記録の訂正までの流れ



(2) 年金記録の回復基準の設定

年金記録を速やかに回復するため、一定の要件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で記録回復ができるよう回復基準を設定してきた。これまで国民年金に係る申立てについては、申立内容に対応する確定申告書の控えがある場合等、厚生年金に係る申立については、従業員であった方（事業主や役員でなかった方）の事案であって、給与明細書により給与の実態が確認できる場合等、脱退手当金に係る申立については、支給決定当時発行済みの厚生年金被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合などの回復基準を設定した。これにより、これまで約1万9千件が第三者委員会に送付することなく、迅速に記録回復が行われている。

(3) 年金記録を訂正して正しい年金額をお支払いする取組み（再裁定）

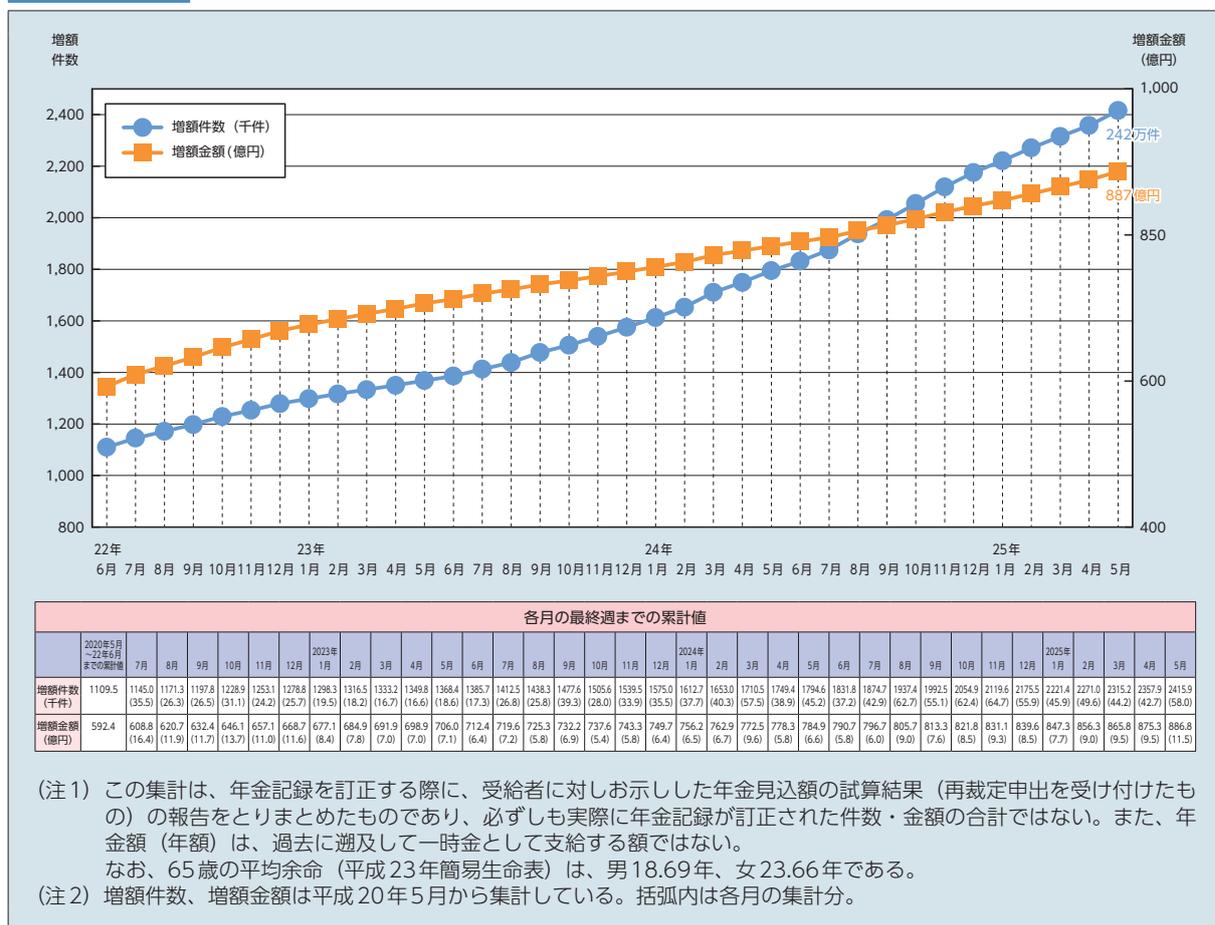
年金記録を訂正して正しい年金をお支払いすること（再裁定）については、年金受給者からの申請を年金事務所で受け付け、日本年金機構本部において実施している。年金のお支払いまでの期間については、「ねんきん特別便」を送付した当時、多くの年金受給者の方々から、申請は行っているのになかなか年金が支払われないというご批判を頂いたが、2009（平成21）年3月末時点で、申請されてからお支払いまでに、全体として7.2か月

程度かかっていたものが、処理体制の強化を図り、人員を拡充するなどして、申請からお支払いまでの期間は3ヶ月（過去5年以上前の分を含めると概ね4.4月）まで改善された。「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ」作業の進捗により再び再裁定の申出が増加しているが、お持たせすることなく支払ができるよう引き続き取り組んでいく。

また、記録訂正による年金額（年額）の増額は着実に進んできており、2008（平成20）年5月から2013（平成25）年5月末までの時点での累計件数・額は242万件及び887億円となっている（図表5-3-3）。

年金記録問題の取組みについては、国民にその進捗状況をお示ししながら進めていくことが重要である。このため、現在では、上述の年金のお支払いまでの期間の状況や記録訂正による年金額の増額の状況など、これまでの取組みにより年金記録問題がどのような進捗状況にあるのかを示す数値について、日本年金機構ホームページにおいて定期的に公表しているところである。

図表5-3-3 記録訂正による年金額（年額）の増額（累計）



6 年金記録を簡便に確認できるための仕組みの整備

年金記録問題の再発防止には、受給者や加入者の方々がいずれでもご自身の年金記録を確認できる環境を整備することが重要であるため、様々な取組みを行っている。

(1) ねんきん定期便の送付

2009（平成21）年4月から、国民年金・厚生年金の全ての現役加入者の方に対し、毎

年誕生月に「ねんきん定期便」を送付している。

「ねんきん定期便」では、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額その他、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等を葉書でお知らせしており、35歳、45歳、59歳といった節目年齢の方には全ての加入記録を封書でお知らせしている。

なお、2013（平成25）年度に59歳になる方には、前年度に58歳を節目年齢として全ての加入記録をお知らせしたことから、平成25年度は葉書でお知らせしている。

(2) ねんきんネット^{*3}による記録確認

2011（平成23）年2月から、年金受給者や加入者をご自身の年金記録をインターネットを通じていつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」サービスを実施している。

このサービスでは、24時間いつでも年金記録を確認できるだけでなく、記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入していない期間や標準報酬月額の大きな変動など、確認が必要な記録がわかりやすく表示されている（図表5-3-4）。

また、自宅でパソコンが使えない方には、年金事務所や一部の市区町村及び郵便局の窓口において、「ねんきんネット」の年金記録画面を印刷交付しているほか、コールセンターへ請求していただくことにより郵送するサービスを行っている。

図表5-3-4 「ねんきんネット」のイメージ図

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[\[+\]各月の年金記録の見方を表示する](#)

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成15年度	20歳	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成16年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成17年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成18年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成19年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成20年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成21年度	26歳	船保	船保	船保	船保	船保	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年
平成22年度	27歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

* 赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

「ねんきんネット」のイメージ図。実際に、「ねんきんネット」で「未加」（年金制度に未加入）と表示されたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録を発見された事例も報告されている。

「ねんきんネット」では、ご自身の年金記録が確認できるほか、持ち主がわからない年金記録についても「ねんきんネット」上で検索できるようにするなど、段階的に機能を追加している（図表5-3-5）。

* 3 「ねんきんネット」の利用登録やサービスの詳細を紹介したホームページ
日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n_net/

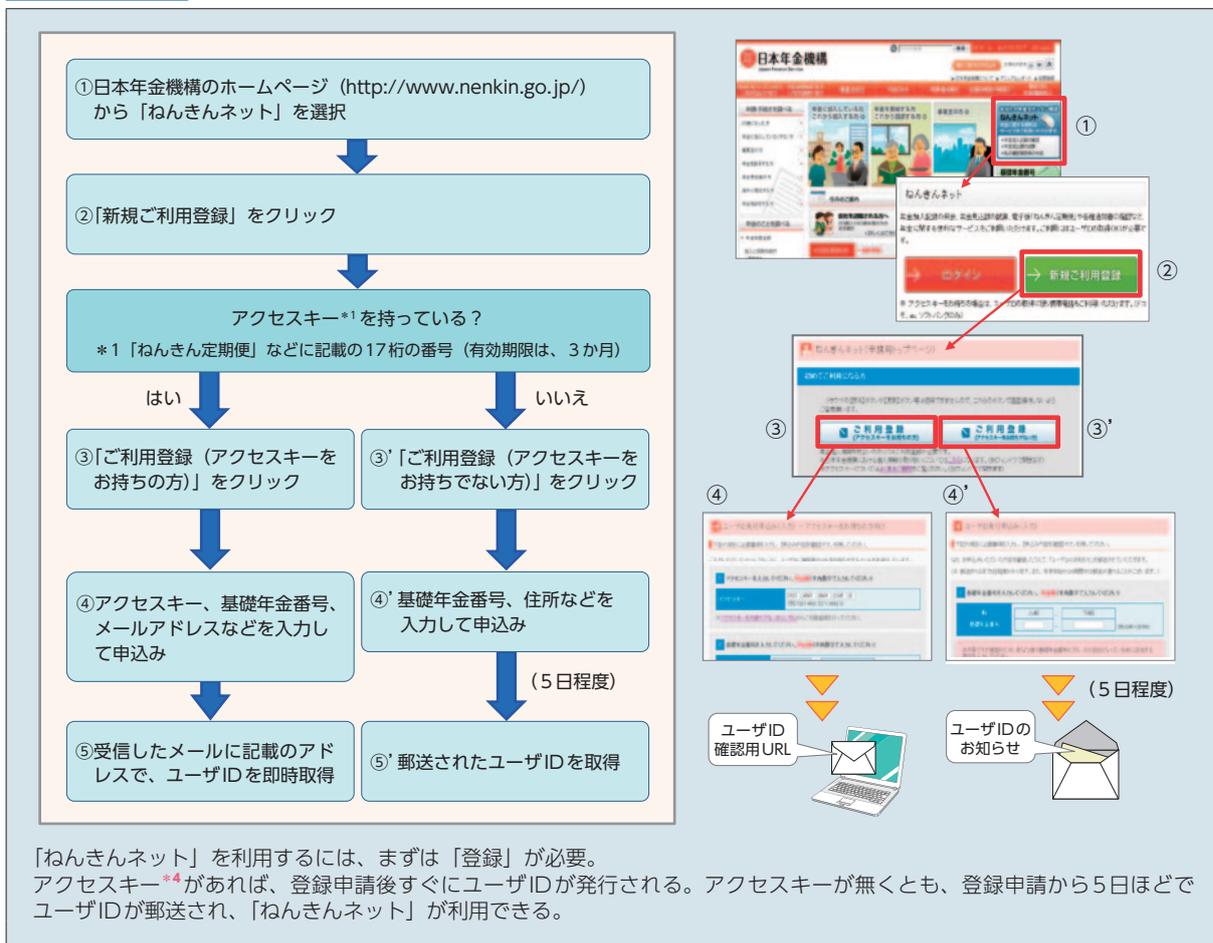


図表 5-3-5 「ねんきんネット」で利用できる主なサービス

- 年金加入記録の照会
- 年金見込額の試算
- 電子版ねんきん定期便の確認
- 年金の支払いに関する通知書の確認
- 持ち主不明記録の検索

その結果、「ねんきんネット」のユーザID取得者は約200万人（2013（平成25）年7月末現在）となっているが、今後さらに「ねんきんネット」サービスを利用しやすくするために、加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一覧形式で確認できるようにするほか、利用者が多く若者に身近なスマートフォンなどにも対応できるようにするなど、サービスの拡充を図ることとしている。

図表 5-3-6 「ねんきんネット」の利用までの流れ



7 第3号被保険者不整合記録問題への対応

サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者（専業主婦等）について、第2号被保険者の退職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとされている記録（不整合記録）を有する方が多数存在する。

この問題に関しては、国会での議論や社会保障審議会の下に設置された「第3号被保険

*4 「ねんきんネット」サービスを利用するためのユーザIDを即時に取得できる17桁の数字

者不整合記録問題対策特別部会」での審議等も踏まえ、第3号被保険者の不整合記録問題に対処するための法案「国民年金法の一部を改正する法律案」を2011（平成23）年11月に国会へ提出したが、2012（平成24）年11月の衆議院の解散に伴い、廃案となった。その後、この法案の基本的な枠組みを維持した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を2013（平成25）年4月12日に国会へ提出、6月19日に成立し、26日に公布された。

本改正では、①年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正、②不整合記録となっていた期間を「学生に対する保険料納付の特例の期間」（年金額には反映しないが受給資格期間として計算する期間）と同等のものとして取り扱い、無年金となることを防止、③過去10年以内の期間（60歳以上の者は50歳以上60歳未満であった期間）にある不整合記録となっていた期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供（3年間の時限措置）等を主な内容としている。

また、この問題については、2011年6月に年金行政・年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図るため、外部有識者の参画も得て、「第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議」が開催され、同年12月に報告書が公表されている。

この報告書では、多数の不整合記録が発生した原因は、旧社会保険庁の年金記録管理体制の不備等にあるとし、記録の管理等に関する事務処理上の問題について、常に精査し改善策を講じる体制を強化する必要がある等としており、厚生労働省及び日本年金機構では、報告書を受けて、不整合記録の新規発生防止のため、不整合記録を有する方に対する種別変更の届出の勧奨や職権による種別変更の仕組みの改善を図るなど、年金記録の管理体制の整備に努めることとしているとともに、過去の不整合記録を是正するための取組みを進めている。

第4節 社会保険病院等について

社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院は、主に昭和20年代に、政府が健康保険や厚生年金保険等の保険者として、保険料を財源に設置したものであり、旧社会保険庁の改革により、現在は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO^{*5}）が保有している。

社会保険病院等は、現在、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）やリハビリテーションといった、地域において必要な医療を中核として担っている。2011（平成23）年6月に「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」が成立し、RFOは、社会保険病院等の運営を行い地域医療に貢献することを目的とした独立行政法人地域医療機能推進機構へ改組されることとなった。新機構への改組日は2014（平成26）年4月1日となっている。

*5 RFOは、保険料を財源に設置された保養施設等の売却等を行うために2005（平成17）年10月に設置された法人である。RFOにおいては、年金福祉施設等（300施設）の譲渡を行ったほか、年金資金等の損失の最小化を図るとともに、地域医療に支障を生じさせないという考え方のもと、国の指示を踏まえ、社会保険病院等の譲渡を進めている。また、RFOにおいては、関係機関との連携のもと、新機構への改組に向けた準備を行っている。